

事業名 (箇所名)	石川海岸直轄海岸保全施設整備事業	担当課	河川局砂防部保全課海岸室	事業 主体	北陸地方整備局					
実施箇所	石川県白山市、能美市、小松市、加賀市									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	離岸堤、人工リーフ等									
事業期間	昭和36年度～平成45年度									
総事業費 (億円)	約427	残事業費(億円)	約170							
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 石川海岸は、これまでも厳しい冬期風浪や台風により前浜が侵食され、堤防決壊等多くの災害を受けてきているほか、近年においても平成16年8月の台風では堤防が決壊するなど海岸侵食や施設被害が度々発生している。 また、近年、社会全体の生活の向上とともに、背後地の開発の進展および海辺に寄せられるレクリエーション等の利用が増大してきている。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 「背後資産の防護」と「人々と海辺のふれあいの場の創出」を目的に、安定した前浜の確保に努める。 高波対策としては、離岸堤の堆砂効果により形成維持される前浜幅、あるいは人工リーフの海浜安定効果と波浪減衰効果により、波の打ち上げの軽減を図り、堤防によって越波の防止を図る。 侵食対策では高波浪による砂浜侵食に対して、汀線維持や汀線後退防止、さらには砂浜回復を基本とし、十分安定した砂浜幅がない区間については堆砂効果を有する離岸堤により積極的に前浜の形成を図る。 C.C.Z整備地区および海水浴場等の海浜利用に対しては、景観を損なわずに海浜安定効果を有する人工リーフにより現況での海浜の安定維持に努める。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標：水害等災害による被害の軽減 施策目標：津波・高潮・侵食等による災害の防止・軽減を推進する 									
便益の主な根拠	侵食防止面積:65ha 浸水防護面積:677ha 浸水防護戸数:2,240戸									
事業全体の投資効率性	基準年度	平成22年度								
	B:総便益(億円)	1,492	C:総費用(億円)	878	B/C	1.7	B-C	614	EIRR(%)	4.83
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> 防護面では直轄事業着手以来の目標である安定した海浜の形成に向けて、海岸保全施設を順次整備し、消波効果等により、順調に砂浜が回復しつつあり、回復が図られた場所では、安定した砂浜が維持されている状況にある。 利用面では離岸堤等の沖合施設整備により復元、維持された砂浜には、観光客を含めた多くの利用客が訪れ、海水浴やマリンスポーツの場として、多く利用されている。 環境面では沖合施設整備時に大きな空間を確保するブロックを採用し、魚礁としての効果が期待できるような構造形状としている。 									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 石川海岸の背後地域では、近年においても人口が増加傾向にあるとともに市街地の発展や産業の活性化が見られ、さらには海岸線に沿って北陸自動車道を中心に道路網が進んでいる。 また、地元自治体による利用と景観に配慮した安全・安心な海岸づくりについて強い要望が依然存在する。 									
事業の進捗状況	石川海岸の直轄海岸工事施行区域における海岸保全施設の整備率は平成21年度末現在で約69%であり、これまで侵食が進行してきた箇所から順次整備を図ってきている。									
事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 現在は平成16年度に根上、美川、松任工区の一部を海岸保全施設整備完了に伴い石川県へ移管し、同じく平成16年度に新たに直轄編入した小松、片山津工区を重点的に実施し、今後完成した工区(現根上、美川、松任工区)は早期に移管の手続きを行うこととしている。 海岸事業の推進に対する地元からの強い要望もあり、今後も引き続き計画的に事業を推進していく。事業を進めるに当たっては、緊急性の高い区間より順次対応を進める。 									
コスト削減や代替案立案等の可能性	事業実施にあたっては、新技術の活用や計画等の見直しにより、一層の建設コスト削減に努める。									
対応方針	継続									
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> 石川海岸の背後地は、石川県南部を代表する小松市、加賀市、能美市、白山市の人口が集中しており、土地利用の高度化が進む地域が含まれ、石川県の産業を支える企業などの立地も進んでいる。 さらに、海岸線に沿った北陸自動車道は沿線地域の活性化を図るうえで必要不可欠な社会基盤であり、今後の道路網整備とともに更なる発展が期待される。 よって、これら人命、財産を防護する石川海岸保全施設整備事業は、石川県内の発展の基盤となる根幹的社会資本整備事業である。 また、新しい海岸法に則った利用と景観に配慮した安全・安心な海岸づくりが、地域から強く望まれており、そのためにも早期整備が必要な海岸である。 従って、石川海岸における本事業は継続が妥当である。 									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸における侵食対策は海岸事業だけでなく、河川や砂防事業からの土砂供給を含めた総合的なものであり、資料にその関連性がわかるような記述を加える方が良いのではないかと。 今後の議論の参考となるよう、事業着手以降把握している従前の効果と当初計画したものを検証して整理すると良い。 <p><都道府県の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 石川海岸においては、これまでも海岸侵食を受けており、沖合施設の未整備箇所では、砂浜が消失し、越波による被害や海岸堤防の災害が頻発しており、早期の整備が必要である。 このため、引き続き事業を継続するとともに、コスト削減や自然環境に配慮しつつ、早期完成を図っていただきたい。 なお、完成工区(根上・美川・松任工区)の移管にあたっては、一定期間観測を行うなどにより、事業効果を見極める必要があるため、移管時期については県及び地元市町と十分な調整をお願いしたい。 									

